

燕国陶文印跡中の「𠄎」字について

栗 躍 崇

はじめに

- 一、「𠄎」字が付く銘文資料における調査
 - 二、「𠄎」字における前人研究者らの説
 - 三、燕国「合文」文字の特徴について
 - 四、「𠄎」字の釈読について
- 終わりに

はじめに

戦国時代の燕国は、現在の中国北部に位置した。この国の文字は著しく地域的な特徴を有している。その例として璽印文字中の「(馬)」「(都)」「(市)」「(首)」「(端)」「(中)」「(五)」等の文字は、燕国文字特有の字形である。

執筆者は燕国文化に関心を持ちながら、燕国璽印や陶文を中心とする文字面の研究も続けている。修士論文『燕国璽印研究—長細形璽印とその用途を中心に—』^{〔注1〕}と『燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の「端」を中心に—』^{〔注2〕}及び『燕国璽印及び陶文印跡中の「𠄎」字の詞性』^{〔注3〕}の論文を執筆する過程で、燕国の陶文の分析を進めるうちに、燕国の陶文印跡中にある「𠄎」^{〔注4〕}字に関心を持った。燕国の陶文印跡に存在するこの「𠄎」字は、燕国の長細形陶文印跡以外、同国のあらゆる種類の銘文に見えず、特別な字形として存在している。そればかりか、今までの資料によれば、同時代の他国の全ての銘文や文

字資料にも見えない。よって、「𠄎」字は燕国の長細形陶文印跡にしか存在しない文字であることが判る。しかも、先学の説と執筆者の手元にある資料によれば、「𠄎」字におけるこれまでの釈読には、新しい角度から検討する余地があると考えている。

一 「𠄎」字が付く銘文資料における調査

燕国の陶文は数多く、一般に河北省易県を中心に出土したものと伝えられているが、今までの出土文物によれば、実際は、戦国時代の燕国の故地の広い範囲に、その刻画類陶文及び押印類陶文印跡の出土があった。また、斉国の領域であった今の山東省の北部にも、燕国陶文の出土品があったとの説もある^{〔注5〕}。この燕国の故地及び山東省北部で発見されている陶文は、おおよそ刻画類と印跡類との二種類であるが、陶文の形はさまざまで、内容も豊富である。

陶文印跡の形には、おおよそ四角形、長細形、円形がある。四角形と円形の印跡には単用の例が多い。これに対し、長細形印跡は二、三列を並べるのが特徴である。材質には、たいてい灰陶と夾砂紅陶の二種がある。印跡の内容には、紀年が付く類、陶工名類(工匠名と監造官名)、吉祥語類及び製陶機関名類などがある。これら燕国の陶文中、文字の構造上、「𠄎」「端」「𠄎」のごときは、同時代の燕国にしか存在しない文字である。

本論文は、燕国に属する押印類陶文印跡(後文は陶文印跡と仮称)を対象

に、特に「**𠄎**」字が付く類の長細形陶文印跡を中心に検討するものである。

研究者の間に周知のとおり、燕国の陶文や兵器類銘文の内容によれば、「等級監造」という製造形式が見えるので、「**𠄎**」字が付く類の長細形陶文印跡の全ては、「等級監造」である銘文に属している。管見であるが、本論文の検討対象である「**𠄎**」字が付く燕国陶文印跡には、次の幾つかがある。

◇「**𠄎**」字が付く燕国長細形陶文印跡二十二件◇

管見であるが、表一の「**𠄎**」字が付く類陶文印跡の銘文資料調査」のとおり、「**𠄎**」字が付く燕国陶文は、おおよそ『燕下都』(上)注6『陶文図録』(注7)『古陶文集編』(注8)『戦国燕齐陶文』(注9)『文物春秋』(「新見燕下都陶尊及其銘文的初步研究」)注10『步黻堂藏战国陶文遺珍』(注11)『中国古代陶文集拓(原器拓本)』(注12)『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文(瓦文))注13『戦国古陶文』(注14)『新編全本季木蔵陶』(注15)『二十世紀出土璽印集成』(注16)に載せているものである。表一によれば、『燕下都』(上)の図5、図6、図7と『古陶文集編』の図1、図4、図9、図10及び『二十世紀出土璽印集成』の図1、図5、図9と『新編全本季木蔵陶』の図4はその後に出版された『陶文図録』に再録されていることが分かる。そして、『文物春秋』に載せている一件(図20)は『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文(瓦文))にも見える。『戦国古陶文』にある(図16、図18)は『中国古代陶文集拓(原拓本)』には同じものを載せている。原則として、再録しているものは数に加えない。そのゆえ、「**𠄎**」字が付く類の陶文印跡は二十二件である。

この二十二件の陶文の釈読は後掲するとおり、執筆者の立場より隸定する。銘文中にある「**𠄎**」の字はとりあえず読まず、そのまま用いる。併用印跡の釈文順序は、「**𠄎**」字が付く部分を最初に挙げる。したがって実際の長細形印跡の順序(右から左へ)と一致しない。隸定文字の直後に今字を入れ、損缺や風化で読めない文字は未釈文字として「□」で表わす。以上を執筆者の釈読の原則とする。

◇『陶文図録』に載せる十二件◇

- (図1) 左匚君(尹) **𠄎**器端・左匚徠湯故國・左匚攻故
- (図2) 左匚君(尹) **𠄎**器端・左匚徠湯故國・□陶攻脰
- (図3) 左匚君(尹) **𠄎**器端・左匚徠湯故國・□□攻黒
- (図4) □□ **𠄎**器端・徠湯故國
- (図5) 左匚君(尹) **𠄎**器□□・陶攻黒
- (図6) 左匚君(尹) **𠄎**器端・左匚徠湯故國・左匚攻性
- (図7) □□ **𠄎**器端・徠刺故戴・左匚攻湯
- (図8) 左匚君(尹) **𠄎**器□□
- (図9) 左匚君(尹) **𠄎**□□・匚工黒
- (図10) 左匚君(尹) **𠄎**器端・左匚徠湯故國・左匚攻□
- (図11) 左匚君(尹) **𠄎**器端・□匚徠湯故國・□匚攻賧
- (図12) 左匚君(尹) **𠄎**□□端・徠刺故國

◇『戦国燕齐陶文』に載せる一件◇

- (図12) 廿七年右匚君(尹) **𠄎**器□□・□□徠刺故□・匚工悦

◇『步黻堂藏战国陶文遺珍』に載せる三件◇

- (図13) 廿七年右匚君(尹) **𠄎**器端・右匚攻戴・徠刺□
- (図14) 左匚君(尹) **𠄎**器端・□匚徠湯故□
- (図15) 右匚君(尹) **𠄎**器端・徠刺故戴

◇『中国古代陶文集拓』に載せる二件◇

- (図16) 右匚君(尹) **𠄎**器端・徠刺故戴・右匚攻湯
- (図17) 廿七年右匚君(尹) **𠄎**□□・徠刺故□・右匚攻□

◇『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文(瓦文))に載せる三件◇

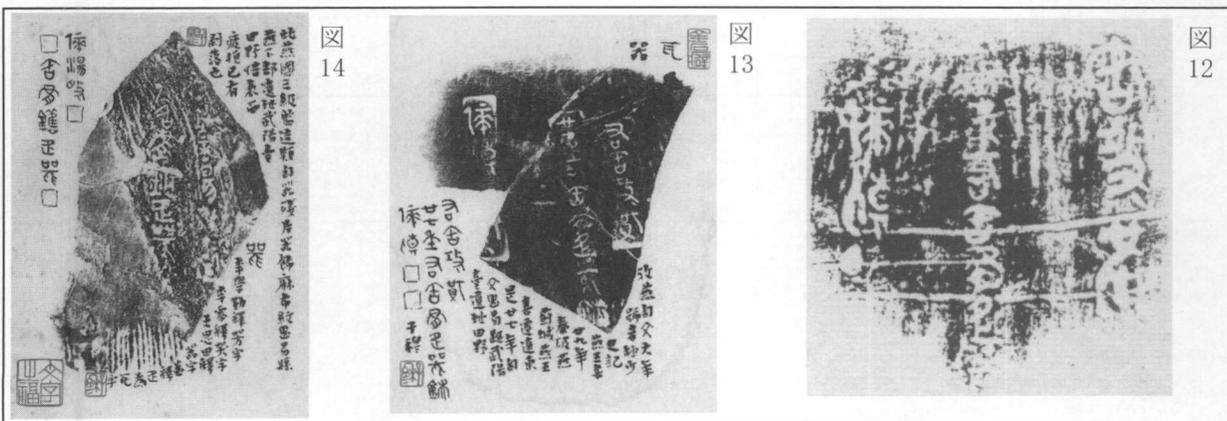
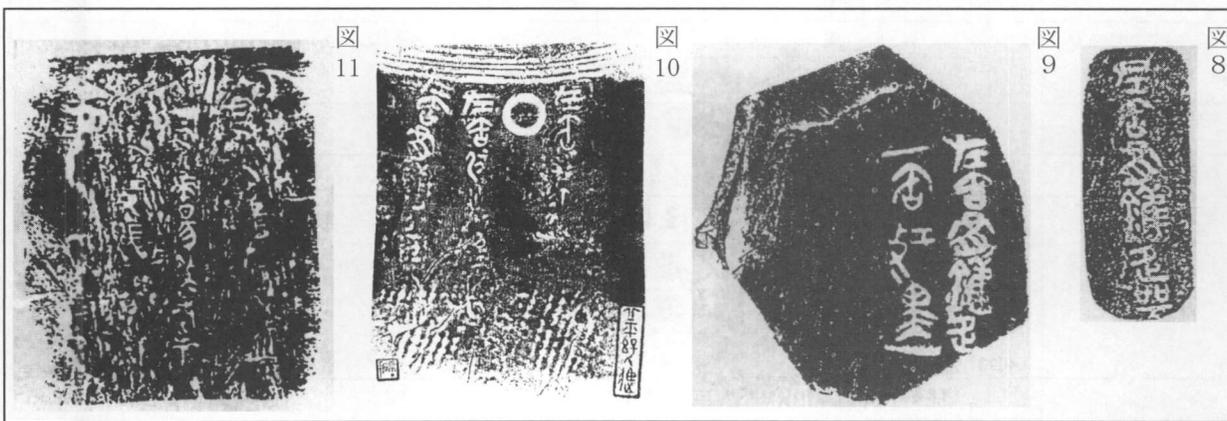
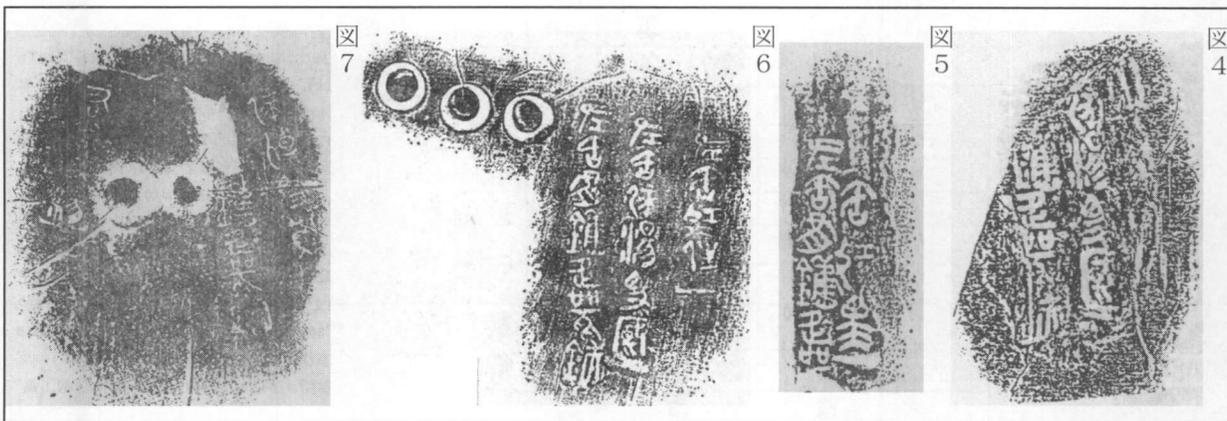
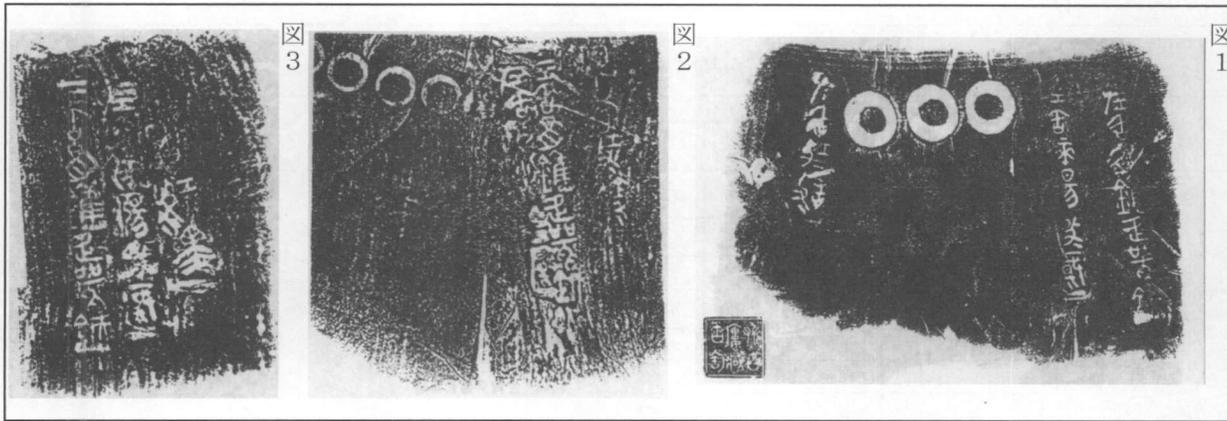
- (図18) 右匚君(尹) **𠄎**器端・徠刺故□・匚攻 **𠄎**
- (図19) □□君(尹) **𠄎**器端・□刺故戴・□□湯
- (図20) 右匚君(尹) **𠄎**器端・徠刺故戴・匚工悦

表 1

「𠄎」字が付く類陶文印跡の銘文資料調査										
文献名	図	番号(頁)	陶文印跡の銘文内容					出版社	編者(訳者)	出版年
			(○)							
燕下都(上)	5	165・2	左匚看	鑿	(疋)	□	無し	文物出版社	河北省文物研究所	1996
	6	237・1	左匚看	鑿	(疋)	罌	鉞			
	7	228・1	右匚看	鑿	(疋)	罌	鉞			
陶文図録	1	4・8・1	左陶尹	鑿	(瓦)	器	罌	齐鲁書社	王恩田	2006
	2	4・13・1	左陶尹	鑿	(瓦)	器	罌			
	3	4・14・1	左陶尹	鑿	(瓦)	器	罌			
	4	4・16・3	残缺	鑿	(瓦)	器	罌			
	5	4・16・1	左陶尹	鑿	(瓦)	器	残缺			
	6	4・18・1	左陶尹	鑿	(瓦)	器	罌			
	7	4・19・1	未積	鑿	(瓦)	器	□			
	8	4・20・3	未積	未積		未積	未積			
	9	4・20・1	左陶尹	鑿	(疋)	残缺	残缺			
	10	4・12・1	左陶尹	鑿	未積	未積	未積			
	11	4・11・2	左陶尹	鑿	未積	未積	罌			
	21	9・12・1	右匚看	鑿	(瓦)	□	□			
22	4・11・2	右匚看	未積	未積	□	□				
古陶文彙編	1	4・7	左陶看					中国北京・中華書局+ 日本・東方書店	高明(編著者)北川博 邦(訳者)	1989、05
	4	4・21	□□看							
	9	4・8	左陶看			残缺				
	10	4・31	左陶看							
二十世紀出土匚印集成	5	二-SP-0131	左匚看	鑿	疋	□		中華書局出版社	周曉陸(主編)	2010、01
	9	二-SP-0126	左匚看	鑿		残缺				
新編全本季木藏陶	4	0505	残缺	鑿		罌	罌	中華書局	周進(集藏)周紹良(整理)李零(分類考釈)	1998、10
戦国燕齊陶文	12	1頁	右陶尹	無し	(疋)	□	□	文雅堂本版珂羅本	不詳	2001
新見燕下都陶尊及其銘文的初步研究	20	46頁	右陶尹		(疋)			文物春秋雜誌出版社	于軍・呉馨軍	2011、02
歩野堂藏戦国陶文遺珍	13	169頁	右匚看	無し	(疋)		罌	上海書画出版社	唐存才	2013、10
	14	181頁	左匚看		(疋)		罌			
	15	180頁	右匚看		(疋)		罌			
戦国古陶文	16	13頁	□□	鑿	(疋)	器	罌	昇栄堂	尾崎著石	1995、11
	17	13頁	右匚尹	無し	(疋)	器	罌			
中国古代陶文集拓	16	第二冊第三器	右匚看		(疋)	器	罌	文雅堂	文雅堂(編集)	1999
	17	第二冊第六器	右匚看	無し	(疋)	器	罌			
中国歴史博物館藏法書大観(第三卷)	18	17頁	右匚尹	未積		未積	未積	〔日本〕柳原書店 〔中国〕上海教育出版社	中国歴史博物館(編著)史樹青(主編)楊桂榮(分卷主編)西林昭一(日本版監修)	1994、11
	19	18頁	残缺	未積		未積	未積			
	20	19頁	右匚尹	未積		未積	未積			

製表原則:

- 1) 表中の「」の前にある「○」は、特定符号である。
- 2) 同じ銘文であっても、釈読の相違があるので、表中の銘文の釈読は元文献を尊重し、その原積のまま引用する。
- 3) 文献名欄の『陶文図録』「図 8」の銘文図版「4・20・3」に記入している釈文「右陶攻」は、編著者の校訂上の間違いかと考える。よって、「」字の図版を入れるが、釈読を未積と見なす。
- 4) 表中の「陶文印跡の銘文内容」欄には、長細形印跡が並んでいる燕国陶文の銘文(いま本論文中に併用印跡と仮称する)から字が付く部分だけ抽出し、考査の便のために、「」字が付く銘文の前後にある他の銘文は省略する。銘文の全積は、後文にある執筆者の釈読を参照。



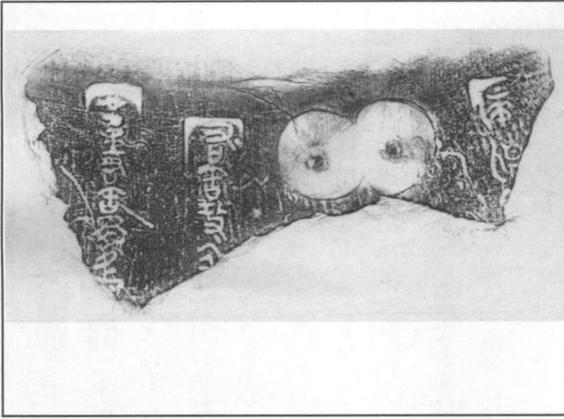


图 17



图 16



图 15

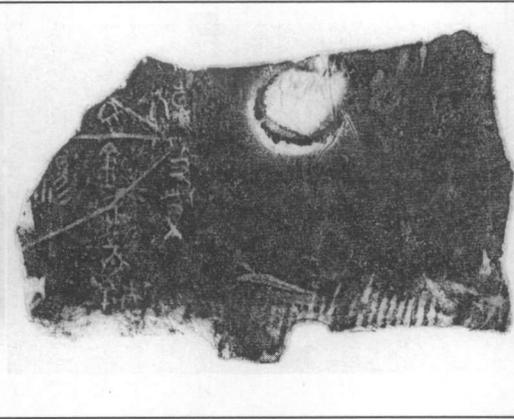


图 19

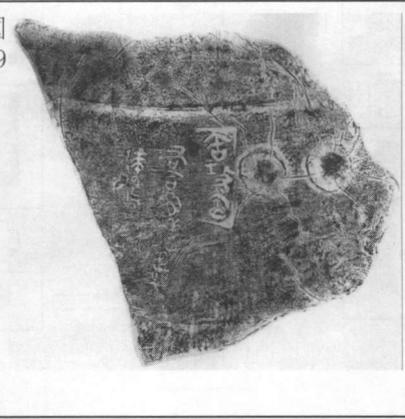


图 18

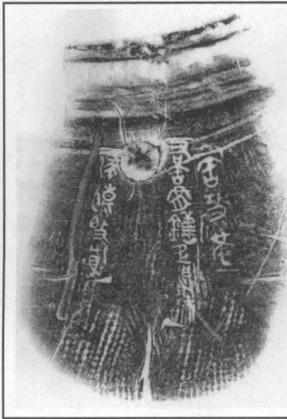


图 20

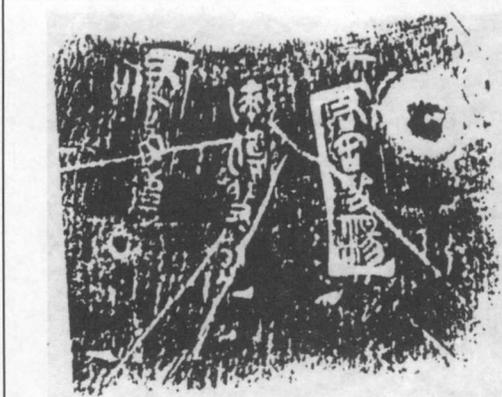


图 22

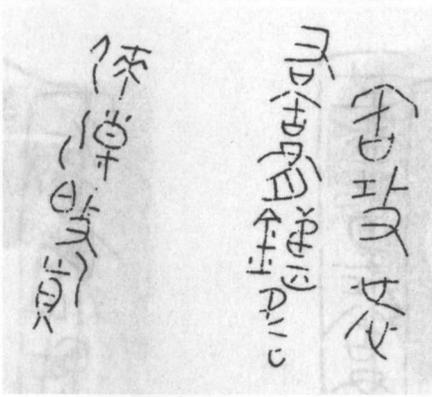


图 21

◇その他、一件（「陶文図録」〈巻九・二五七二頁九・二二・一参照〉）◇

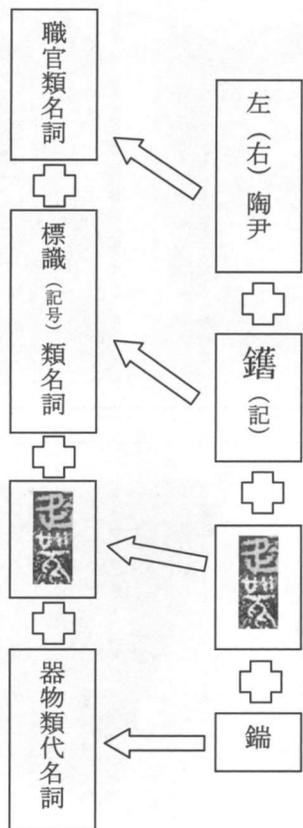
（図21）右匉尹君（尹）器□・匉攻悦・俶制故戴

右に列挙した二十二件の「」字が付く燕国陶文印跡の文字内容をまとめると、表一のようなになる。手元にある資料によれば、「」字が付く燕国の陶文印跡二十二件のうち、図21は模写したものであるもので、模写の誤りを恐れ、そのまま転載するが、検討対象外とする。しかし、その摹本の内容によれば、図21は図20から模写したものの可能性が高い。図21を除く二十一件の全ては、伝来或いは出土物で、信じられるものである。これらの文字及び銘文格式には、次の①～⑦特徴があると考えられる。

①材質の面では、長細形陶文の他に、「」字が付く燕国の銘文は一切見えない。「」字の銘文が付く器物の材質は同じく陶である。

②字類（文字の出現頻度）から考查するなら、「」字は、燕国の長細形陶文印跡の他には、あらゆる燕国の銘文資料中に見えない。このことから推測すれば、燕国の銘文には、使用頻度の低い文字に属していることが判かる。し

図I



図II



かし、「」字は長細形陶文印跡では、使用頻度が高い文字である。

③文字の特徴では、燕国の陶文印跡中に存在している「」字は、一律に陰文（白文）文字である。今まで、「」字が付くこの類の陽文（朱文）陶文印跡は一例も見えない。そして、燕国の陶文は刻画類と押印類の二種類に分けられるが、「」字の全ては押印類である特徴がある。刻画の「」字の用例は今までの資料中に例がない。

④銘文内容（前後にある銘文）によって、「」字が付く燕国のこの類の陶文印跡は、二、三列の長細形陶文印跡と一緒にグループ的な形式（いま併用印跡と仮称する）で見られる共通の特徴がある（中には、前に列記したうちの図8のような単列印跡は一例しかないが、陶片の周囲には、故意に回りを磨り消した痕跡がはつきり見えるので、ほかの類似する陶文を参照した上で、図8の原陶片のこの部分の文字の前後や周りには、また銘文があったと推測している）。併用印跡中には、どの研究者も認める「等級監造」の陶器製造に参与する「匉尹」「徠：故：」「匉攻」の内容が見える。そして、この類の陶文には紀年が付くものもあることが、その特徴の一つである（図12、図13、図17参照）。

⑤連語の使用状況から見ると、「」字の直後にある「」字以外に、他の文字を使った例がない。このことによって、「」の二字はこの燕国の長細形陶文印跡中に存在する頻度の連語（短語・フレーズ）であることが判かり、連語である「」は燕国の長細形陶文印跡中の常用語（固定短語）であると推定する。また「」字の直前によく用いられる「」字は、前出の図12、図13、図17のように、省略する例もある。

⑥銘文の文法面では、この二、三列の併用印跡から「」字が付く単列の文字内容を抽出して考查するなら、（図I）の銘文の行文格式に帰納することが出来ると考えられる。

図Iの「」字が付く陶文の行文格式には、紀年を「官職類名詞」の前に入れる例がある。前出の図12、図13、図17がそれである。この図12、図13、図

17の陶文には紀年があり、「**𠄎**」字の直前に「**𠄎**」字である標識(記号)類名詞^{注17}を省略する特徴がある。冠している紀年は同じく「廿七年」(図12、図13、図17参照)であるので、「**𠄎**」字の直前にある「**𠄎**」字を省略するのは、燕国「廿七年陶文」の特徴であると推定する(図IIの行文格式参照)。

⑦特に、監造官である「匍君(尹)」には、左匍尹と右匍尹の別がある。

君(陶尹)は「**𠄎**」字が付く陶文中に見える一番官位が高い監造者である。

管見にかかるが、前に列した七つの特徴(①~⑦)の情報と手元にある資料によれば、燕国の銘文中に存在する「**𠄎**」字は、ただ燕国の陶文印跡(併用印跡にしかない)のみに見え、器物(载体)の材料は同じく陶であり、陶文(特に白文)以外の銘文は一例も見えない。そして、「**𠄎**」字は燕国の銘文(あらゆる銘文)に頻出する文字ではなく、使用頻度の低い文字に属している。しかし、燕国の長細形陶文印跡にあつては頻度の高い文字であることが明らかになってきた。また「**𠄎**」字は、直後にある「**𠄎**」字と一緒「グループ化」して現れる特徴がある。「**𠄎**」字は、単字で出る例がないが、「**𠄎**」は頻出語に属し、銘文は、「職官類名詞+**𠄎**+器物類代名詞」という行文格式を呈する特徴がある。

二 「**𠄎**」字における前人研究者らの説

「**𠄎**」字の字形は、『説文解字』にないので、研究者によって釈読が異なっている一方、解説を保留する研究者もいるのが研究現状である。管見であるが、「**𠄎**」字が付く燕国陶文における資料調査によって、先学の各説を帰納してみれば、前出の「表一」とおりである。「**𠄎**」字に関する釈読には、おおよそ次の幾説かがある。

①「**𠄎**」字と「**正**」字説・王恩田氏の著である『陶文図録』(齐鲁書社二〇〇六年)には、「**𠄎**」字と釈読していたが、同著の一五三八頁(番号四・

二〇・一)には「**正**」字と釈読している。そして同著の巻一(十四頁)には(番号四・一四・二)を「**正**」字と書いている。その後王氏が出版した『陶文字典』(齐鲁書社 二〇〇七年)では、「**𠄎**」字の欄に「**𠄎**」字を収録せず、代わりに「**𠄎**」字を「**瓦**」字と疑っている^{注18}。

②「**𠄎**」字説・周曉陸氏の編著である『二十世紀出土璽印集成』^{注19}の番号：二一SP-0138に見える。ただし、周氏は、同著の番号：二一SP-0131、及びM・P-0086には、「**𠄎**」字を「**正**」字と釈読している。同じ著書に、同じ字形に対して異なる釈読をしていることから、周氏は「**𠄎**」字における釈読を確定できてないことが判る。そして、『中国古代陶文集拓』にも「**𠄎**」字を「**𠄎**」字と釈読する。

③「**𠄎**」字説・李学勤氏の説であり、論文の『戦国題銘概述(上)』^{注20}が参考になる。唐存才氏は、李学勤氏の説を踏襲して、同じく「**𠄎**」字を「**𠄎**」字と釈読している^{注21}。

④「**正**」字説・『説文解字』中の小篆の字形は「𠄎」である。「**足**也。上象腓腸、下从止、弟子職曰、問**正**何止。古文以為詩大**正**字、亦以為**足**字、或曰**胥**字、一曰**正**記也。凡**正**之属、皆从**正**。(所蒞切)」「**足**なり、上は腓腸に象り、下は止に从ふ、弟子職に曰く、**正**の何くに止むるかを問ふと。古文は以て詩の大**正**の字と為し、亦た以て**足**の字と為す。或は曰く、**胥**の字と。一に曰く、**正**は記なりと。凡そ**正**の属は皆**正**に从ふ」との記載がある。『古匍文書録』^{注22}『古陶文字徴』^{注23}『古陶字彙』^{注24}『古陶字録』^{注25}『燕文字編』^{注26}に「**𠄎**」字を「**正(足)**」字の欄に入れていた。特に、何琳儀氏は、『繫伝』「疏、謂一一分別記之也。」の段玉裁氏の注「**正**、各本作**疏**、今**正**。正部曰、一曰、**正**、記也。此**正**、記二字転注也。正、今本作**疏**、謂分**疏**而識之也。」を引用した上で、「陶文【**𠄎**正】可読【久**正**】、或【**記疏**】」の論説があり、そして何氏は「陶文【左匍君**𠄎**正】^{注27}」、意謂【左陶尹識記陶器之陶璽】^{注27}との結論を下している。何氏の結論から見れば、「**𠄎**」を燕国の璽印名とする立場

から出した結論であろう。ほかに董珊氏^{〔注28〕}も『戦国題銘与工官制度』に同じ観点を提示している。執筆者は「端は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指す」との立場から、「疋」字説の論断には検討が必要であると考える。

⑤前に列挙した「形」における各家の説の他、釈読を保留する研究者もいる。「表一」のとおり、『新編全本季木藏陶』と『古陶文彙編』及び『新見燕下都陶尊及其銘文的初歩研究』がそれぞれであり、『戦国文字編』^{〔注29〕}も未釈文字として収録している。

文字の存在環境の面では、燕国の陶文印跡中にある「」字は単用された例がなく、銘文（陶文）の句中に存在している文字の一つである。銘文の全句から、この字の前後に並んでいる文字や言葉なども考査対象にすると、言葉遣いや文字には下述の特徴がある。

三 燕国「合文」の特徴について

合文は、特別な文字構造として、古代銘文中に存在している。遡ってみれば、甲骨文中にすでに認められる。簡牘、帛書、金石銘文など、一切の銘文資料中に、その形が見える。一種の文字構造として、古文字の実用面に優れた役割を果たしたと考えられる。ゆえに、戦国時代の燕国の銘文を古文字構形学の立場から検討するならば、合文面の検討もしなければならないであろう。執筆者は燕国陶文中に頻出する「」字を合文として推測する前に、燕国の銘文中に存在している合文における特徴の検討を行わなければならないと考える。

燕国の銘文中に存在している合文資料を載体面（材質）から分類すれば、おおよそ金文（礼器・貨幣・璽印）と陶文であろう。燕璽の「北宮」^{〔璽印彙編〕}番号・三二七四、「中易」^{〔璽印彙編〕}番号・五五六二^{〔注30〕}、燕国陶文の「十六」^{〔古陶文彙編〕}番号・九一〇六^{〔番号・四・一一〕}「司徒」^{〔古陶文彙編〕}番号・四・一三〇^{〔注31〕}は燕国の合文字形の好例である。『燕文

字編』^{〔注32〕}に合文字形を三十六字収載しているので、燕国の合文字形の大方の様子が見えると考える。本節は王愛民氏の『燕文字編』（吉林大学碩士學位論文、二〇一〇年四月）に収載している燕国の合文字形を中心に、その合文字形の特徴を検討する。

◇文字内容による分類◇

李圭甲氏の論文『戦国文字合文の初歩探索』^{〔注33〕}の分類法を参照した上で、文字内容から分類すれば、おおよそ次の五類があると考えられる。

- ① 数字類（数字含）…二十四個
- ② 姓名類…二個
- ③ 官職類…四個
- ④ 地名類…二個
- ⑤ その他…四個

◇文字構造上の特徴から分類◇

燕国銘文中にある合文の特徴は次の七類に区分できる。

- ① 上下構造「・」
- ② 上中下構造「・・」
- ③ 左右構造「」
- ④ 単字化「・・・」
- ⑤ 上下疊加式「・・」
- ⑥ 左右交差式「」
- ⑦ 偏旁及び筆画共用式「・・・」

以上の構造上の特徴は燕国合文字形の一般的特徴である。その一方、文字内容の面では、常用語ではない合文の存在があることが特徴の一つである。そして、ある一群の合文には、合文に属しながら合文符号を使わない例も多見する。これらの特徴は燕国銘文資料に存在する合文の著しい特徴である。同じく、李圭甲氏の論文『戦国文字合文の初歩探索』では、合文を「字義種類別分

類」(文字内容から分類)の立場から「人名・姓氏・親属・地名・官名・数量・日時・場所・其他」の九類に分けている。その「字意種類別分類」(文字内容から分類)の統計表からみれば、「其他」に属する合文の数は多い。李圭甲氏の統計によれば、戦国文字の合文は、常用語の他に、非常用語にも、合文が数多く存在していることが分かる。というのは、合文は常用語の範囲に限りがなく、非常用語に波及しているからである。

四 「𠄎」字の釈読について

第二節で考査した「𠄎」字の釈読面に関する諸家の説を参照した上で、本節では「𠄎」字が合文であるとの執筆者の立場に基づき、検討したい。

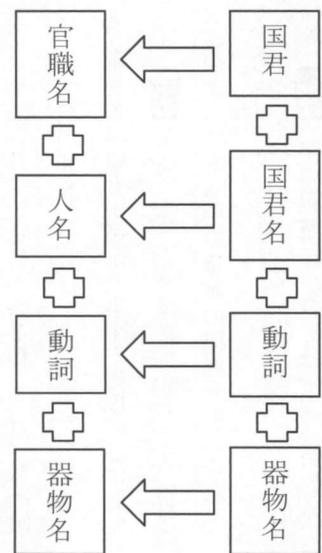
合文であることを論ずる前に、先ず製造類動詞を含む燕国銘文の句形の特徴を検討する必要があると考える。執筆者は、燕国の兵器類銘文の文法句形を「国君+国君名+動詞+器物名」の基本句形格式に帰納したことがある(注34)。

この句形を基礎に、文法を考えると、次の銘文格式、すなわち「官職名+人名+動詞+器物名」の形式であるともいえる(図III参照)。図IIIの燕国兵器銘文の基礎句形の他に、銘文の文法には、特例の銘文例も見える。その例に、次の①～③の如きがある。

- ① 𠄎王𠄎造行議自執司馬錫(注35)
- ② 𠄎王𠄎作行議鏐(注36)
- ③ 𠄎王戎人作自執御鈔(注37)

三例の燕国兵器銘文によれば、燕国兵器銘文の基礎句形「官職名+人名+動詞+器物名」に基づいて、さらに細かくする場合に、特例として、図IVの銘文格式が成立すると考えられる。

図III



図IV



製造類動詞を含む燕国の兵器銘文の原来の基礎句形「官職名+人名+動詞+器物名」を踏まえて新しくできた「官職名+人名+動詞+器物用途+器物名」の句形格式を基礎句形と比べると、器物名の前に「器物用途」を表す内容があることが分かる。燕国兵器銘文の「器物名」の前に器物の用途を明示する言葉を入れる用例からみて、燕国の他の器物にも、「器物名」の直前に「器物用途」を明示する言葉が存在する可能性が推測できる。

この燕国陶文印跡にある「𠄎」字は、特別な存在として三つの顕著な特徴があると考えている。まず一つは、管見であるが、「𠄎」字は同時代の燕国以外の他国にはない文字である。次に、「𠄎」字は燕国でも長細形陶文印跡中にしか見えず、同世代の燕国の他の銘文中にも見えないことである。

「𠄎」字のこの著しい特徴は、「𠄎」字の付く陶文が燕国に属するものと判断する標準字形の一つになる。第三に、「𠄎」字の直後に付いている文字は、等しく「𠄎」字であり、「𠄎」字以外の文字を使った例がないことである。よって燕国の長細形陶文印跡中にだけ見える「𠄎」は固定短語と認定

できる。前人の研究成果を参照した上で、この三つの特徴を基盤に、「**𠄎**」字が付く燕国の陶文印跡を単字ごとに分析するならば、次のとおりである。

①【**𠄎**】はすなわち「陶」字である。『説文解字』に「瓦器也。从缶、包省声……」の段玉裁注は『玉篇』を引いて「故𠄎之字次於𠄎、今字作陶、陶行而匋廢也。」とある。『礼記・喪大記』の「陶人出鬲器。」の孫希旦『集解』に「鄭氏曰、陶人作瓦器之官也。」^{注38}がある。「左𠄎」は燕国の製陶機関であると推定する。同国の陶文の中に「右𠄎」の用例が確認できるので、『古陶文彙編』に見える「番号四・二」「番号四・六」「番号四・二四」の如きは参考になる。

②【**𠄎**】は「君」と隸定しているが、「君」の字形は『説文解字』の小篆字形に近く、「尹」と読むのが通説である。「尹」は『説文解字』に「治也。从又ノ、握事者也（余準切）。」とある。「尹」は官名であり、「左𠄎尹」は燕国の陶器製造機関に設置した官職の一つである。文献中に官名としての例が多く、『戦国策』には韓策に「今王之国有柱国、令尹、司馬、典令、其任官置吏、必曰廉潔勝任。」、齊策に「令尹貴也矣。王非置兩令尹也、臣竊為公譬可也。」がある。また『尚書・益稷』の「庶尹允諧。」の杜預注に「尹、正也。衆正官之長也。」があり、『論語・公冶長』に「子張問曰、令尹子文、三仕為令尹、無喜色。三已之、無愠色。旧令尹之政、必以告新令尹。如何。」（子張問ひて曰く、令尹子文、三たび仕へて令尹と為れども、喜色無し。三たび之を已めらるれども、愠色無し。旧令尹の政は、必ず以て新令尹に告ぐ。如と。）^{注39}がある。燕国陶文中の「尹」は、即ち「工尹」である。『左伝・文公十年』の杜預注に「王使為工尹」と『左伝・成公十六年』の「楚子使工尹襄問之以弓。」がある。「工尹」はまた「工正」と称するかもしれない。工正の職務上の職掌は、『左伝・昭公十七年』の「五雉為五工正、利器用、正度量、夷民者也。」（五雉を五工正と為す。器用を利し、度量を正して、民を夷かにする者なり。）^{注40}の孔穎達疏に「工正之官、使其利便民之器用、正丈尺之度斗斛之量、所以平均下民也。」の記述がある。燕国陶文の中にあるこの「陶尹」について、左言東氏

は李学勤氏の『戦国題銘概述』を参照しながら、「陶尹、掌製陶手工業。」^{注41}と論じている。しかし、「**𠄎**」字を「胤」字と釈読する顧廷龍氏の説もあり、異説を無視できない^{注42}。

③【**𠄎**】字は『説文解字』にない文字で、学者により、釈読も異なっているのが研究の現状である。表一に挙げるように、「**𠄎**」字を「鑿」「鑿」「鑿」「鑿」と釈読する例がある外にも、「**𠄎**」字を「鑿」^{注43}と釈読している研究者もいる。顧廷龍氏は「**𠄎**」字を「鑿」字と釈読している^{注44}。文字学者の何琳儀氏は、同じく「**𠄎**」字を「鑿」と釈読する。そして、何氏は「**𠄎**」字は「久」字と発音が近いので、通假の文字であると指摘したことがある以上、「**𠄎**」字を「久正」・「記疏」と読むことができ、「陶文」「左𠄎君鑿正器鑿」、意為「左陶尹識記陶器之陶鑿」の論述があり、陶文「左𠄎君鑿正器鑿」の意味を「左陶尹は陶器を識記する陶鑿」と説く^{注45}。氏の結論によれば、「**𠄎**」字は即ち「久」字であり、「記」と読んで、目印である意味を表している。そして何氏は「燕陶鑿」、読記。（燕陶の「鑿」字は「記」と読む。）^{注46}と論断する。『呂氏春秋』孟冬に「是月也、工師効功、陳祭器、按度量、無或作為淫巧、以蕩上心、必功致為上。物勒工名、以考其誠、工有不当、必行其罪、以窮其情。」（是の月や、工師、功を効し、祭器を陳ね、度量を按じ、淫巧を作為して、以て上の心を蕩かす或ること無からしめ、必ず功致を上と為す。物に工名を勒し、以て其の誠を考へ、工、当たらざる有れば、必ず其の罪を行ひ、以て其の情を窮む。）^{注47}の記載と一致する。執筆者は、釈読の理由と根拠が充実する何氏の説に従う。

④【**𠄎**】字を「正」字^{注48}と釈読する何琳儀氏の説は、研究界の代表的な説の一つである。執筆者の研究立場によれば、「**𠄎**」字を合文と考えるので、自説は後文に詳述する。

⑤【**𠄎**】字の釈読については、表一の如く、「**𠄎**」字を「罍」^{注49}「器」^{注50}「古陶字彙」^{注51}及び『戦国古文字典』^{注52}にも同じく「器」

字と釈読している例がある。「哭」(『古陶文字徵』^{注53})と釈読する。そして釈読を保留する研究者のほかに、「罍」^{注54}と釈読する研究者もいる。「罍」^{注55}字の次にある「罍」字は、燕国に存在していた陶器の一種であるとの執筆者の立場からは、「罍」字を「器」とする釈読が妥当と考えられる。

⑥  字が付く燕国の陶文印跡がある一方、同国の長細形璽印も存在している。『古璽彙編』^{注55}に「罍」字付きの燕国の長細形璽印が幾つかある。その代表的なものに「東易□澤王罍」(番号：〇三六一)、「單佑都市王罍」(番号：〇三六二)、「外司爐罍」(番号：〇三六五)、「右朱貞罍」(番号：〇三六七)の如きがある。この数点の燕国長細形璽印は、同国の「罍」字が付く陶文と互いに参照すべき好例である。「罍」字を「鉢」「罍」「瑞」などと釈読する研究者は数多く、その研究者には「罍」を燕国長細形璽印の名と考

表二

銘文	隸定	積文	通読
	左匄君	左陶尹	左陶尹記  器罍
	罍 (舊)	記	
			
	器	器	
	罍	罍	

表三

銘文	隸定	積文	通読
	左匄君	左陶尹	左陶尹記  正器罍
	罍 (舊)	記	
			
	器	器	
	罍	罍	

えている特徴がある。執筆者は二十五年度の修士論文「燕国璽印研究―長細形璽印とその用途を中心に―」及び「燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の「罍」を中心に―」^{注56}の論文に、「罍」字が付く類の長細形陶文及び長細形燕璽と長細形陶文印跡が付く陶器の器形や銘文内容の諸方面の分析によって、「罍」字を「罍」字以外に釈読するのは正しくなく、また「罍」を燕国璽印の別称とみる認識も正しくないことを明らかにした。すなわち、「罍」(罍)は戦国時代の燕国に存在していた陶器の一つで、主に量器として用いられたものである。李学勤氏は、燕国の長細形陶文印跡が付く陶器を「量器」と疑っていた^{注57}。また王恩田氏の『陶文図録』(卷一)^{注58}にも、同じくこの燕国の長細形印跡が付く陶器を量器と考えている。執筆者は研究の結果、これら戦国時代の燕国に存在した「罍」字が付く陶器を「燕陶罍」^{注59}と名を付けた。よって以後、「罍」は「燕陶罍(量器を主にして用いられる)」との研究立場を踏まえて、「罍」字をめぐる釈読面の論説を展開する。

前述のとおり、この燕国の「罍」字が付いている部分の陶文を隸定して、釈読するなら、表二のとおりで、この陶文の通読は、「左陶尹記  器罍」となる。執筆者の「罍は璽印の名ではなく、燕国で陶器の一種を指す」との研究立場によれば、「罍」字を王恩田氏の「瓦」字と「正」字説、周曉陸氏の「罍」字説、李学勤氏の「罍」字説及び何琳儀氏の「正」字説を通読文の「左陶尹記  器罍」に反映させると、銘文は語意不通となり、文法上成立しないことが明らかである。これら諸説は「罍」を燕国璽印の別称で、特に燕国長細形璽印の名であるとの立場から釈読したためであろうと考えている。

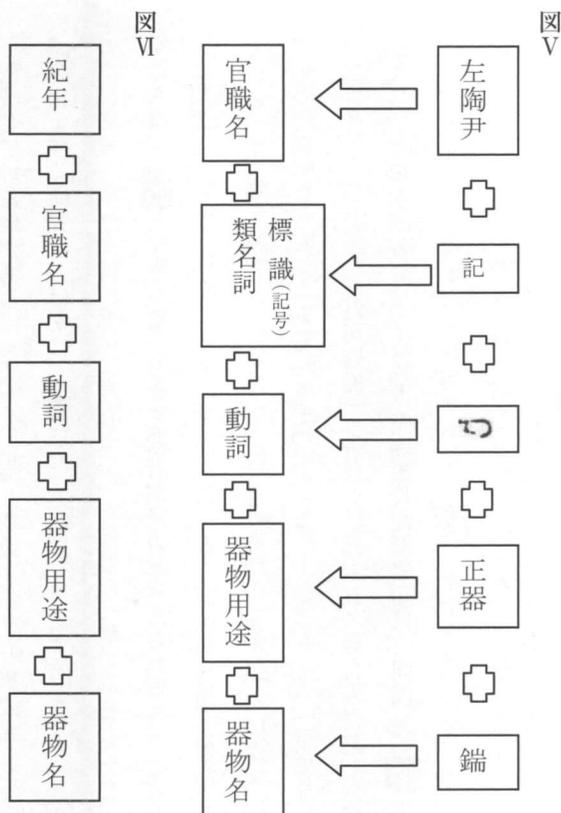
燕国の長細形陶文印跡中にある「罍」字に対する検討は、本論文の主要な点である。先学が、釈読に当って「罍」字を単字(独体字)として考查するのは、その共有の特徴である。執筆者は「罍」字は合文である」との研究立場から、「罍」字を「罍」字と「正」字の合文(即ち「罍正」の二字)として考查し、その成立の可能性を検討する(表三参照)。

表三のとおり、「**記**」字を「**正**」字と「**正**」字の合文として考えるなら、**端**は燕国の陶器の一種（燕陶**端**）との立場で通読すれば、「左陶尹記**正**器**端**」のようになる。「**記**」字を合文とする根拠には次の五つがあると考ええる。

① 文法の面からは、「左陶尹記**正**器**端**」（左陶尹の記、正器の**端**を**正**と）と通読して意味は通じているので、銘文の格式は図Vのようになる。

図Vの如き、「**記**」字が付く燕国の長細形陶文印跡の行文格式は「官職名＋標識（記号）類名詞＋製造類動詞＋器物用途＋器物名」の基礎銘文格式に帰納することができる。「**記**」字が付く燕国の陶文印跡は燕国兵器銘文と同じく燕国の銘文なので、文法面で共通点があり、互いに比較することが可能であろう。

「**記**」字が付く陶文印跡の銘文式【図Vの「官職名＋標識（記号）類名詞＋動詞＋器物用途＋器物名」に基づき、本論文の第一節にある図12、図13、図17を参照して、細かく検討すれば、別に図VIのような銘文の行文格式も成立



すると考えている。図Vと比べると、図VIは図Vにある「標識（記号）類名詞」の部分が無くなり、「官職名」の前に「紀年」の年号を入れる特徴がある。この特徴も「廿七年」陶文の特徴である。すなわち、「官職名＋標識（記号）類名詞＋製造類動詞＋器物用途＋器物名」の銘文格式から、「標識（記号）類名詞」を省略しても、「官職名＋動詞＋器物用途＋器物名」の行文格式が成立

することが分かり、前出の「廿七年」が付く図12図13図17が参考になる。同じく燕国の銘文である兵器銘文と陶文は、同国の器物であるので、文法や言葉遣いには共通性があり、「**記**」字が付く燕国陶文印跡の銘文の基礎銘文格式（図V）「官職名＋標識（記号）類名詞＋動詞＋器物用途＋器物名」を、前掲の図IIIの燕国兵器銘文の基礎銘文格式「官職名＋人名＋動詞＋器物名」と比べてみれば、図IIIの兵器銘文中にある「人名」欄は、図Vの「**記**」字が付く類の陶文印跡の中に無い。逆に、図Vの「**記**」字が付く類の陶文印跡中にある「標識（記号）類名詞」及び「器物用途」欄は、図IIIの燕国兵器銘文の行文格式の中に無いことが明らかになってきた。もし図IIIからできた図IV（燕国兵器銘文の行文格式）を図Vからできた図VI（「**記**」字が付く類の燕国陶文印跡の行文格式）と比べてみれば、兵器銘文の図IVにある「人名」欄は、「**記**」字が付く類の陶文印跡の行文格式である図Vの中にないことがわかる。この特徴から見れば、「**記**」字が付く燕国の陶文印跡を「左陶尹記**正**器**端**」（左陶尹の記、正器の**端**を**正**と）と通読することは、文法面で燕国銘文の行文格式上成立することが分かる。特に、指摘しなければならないのは、執筆者の研究立場は「**正**」字を製造類動詞と考えていることである（拙作「燕国璽印及び陶文印跡中の「**正**」字の詞性」参照^{注60}）。なお、燕国領地ではなく、今の河南省境内で出土した『古陶文彙編』所収の「朱（廚）器」（番号六・一九）「陽城倉器」（番号六・二六）「跽公氏之甗器」（番号三・六八九）の如きは、「器物名」の前に器物の用途を記入した例で、いい参考になると考える。

② 合文は、よく使っている熟語や特定の言葉や人名、地名などの中に現われ

てくる。この合文を使う習慣からみれば、一貫して「」字が直後の「」字と一緒に現われる特徴は、合文の例に一致する。この「」の言葉は常用語として燕国の長細形陶文印跡中にしか存在しないことは、特定性があり、合文の言語環境に符合していると考えている。「」の言葉は、常用語ではないが、「」と直後にある「」(器)字とはグループ化した固定短語である。この「」(正器)は固定短語として、燕国の長細形陶文印跡中に頻出し、常用語の特徴がある。故に「」字を「」字と「」字の合文と釈読するならば、非常用語類の合文に入れても特例ではなく、合文使用の慣例と合致しているであろう。「」(正)は常用語ではないが、「」(正器)は燕国陶文中に固定短語(詞組)として頻出する特徴によれば、固定短語(詞組)は常用語の範疇に属すると考える。ゆえに、「」字を「」字の合文として考えれば、合文を使う言語環境に適っている。

③文字構造の角度から見れば、「」字は「」字と「」字の文字の一部を共有することで出来上がった文字であると考えている。「」字に関する文献資料は少ない。「」(伏)^{注61}「」(勺)^{注62}「」(氏)^{注63}などの説があるが、執筆者は釈読を保留している。詞性を製造類動詞と限定しているのは、執筆者の研究立場である^{注65}。「」字には次の特徴がある。

(1)古文との比較…「」字は、『説文解字』に「」(小篆)「」(古文)の字形がある。

(2)同域での比較…燕国文字の「」には「」(『古陶文彙編』番号…四・

一)及び「」(『古陶文彙編』番号…四・一二二)の字形が見え、許慎(漢)の『説文解字』叙に「今叙篆文、合以古篆」から見れば、燕国の「」字は、古文「」字と合致している。

(3)異域比較…「」字の字形は、戦国の同時代の斉国「」(『陶文図

録』番号…三・一五〇・一)、楚国「」(『楚國金文彙編』^{注66}五〇頁「楚羸區」参照)の例がいい参考になる。

④古文献の面では、「」を「」と釈読し、「」字を製造類動詞と限定する(拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の「」字の詞性」^{注67}参照)。「」は、「」(正しい器具)^{注68}の意味がある。「」(鷩冠子・鴻泰)に「」(先定其利、待物自至、素次以法、物至輒合。法者、天地之正器也、用法不正、玄徳不成。)(先づ其の利を定め、物の自ら至るを待ち、素次するに法を以てすれば、物至れば輒ち合す。法は、天地の正器なり、法を用いること正しからずんば、玄徳成らず。)(との記載がある。そして、劉向の『』に「」(嘉此正器、嶠巖若山。)(の記載もある。これらの文献資料によれば、「」は、一定の標準と規則に適合する正しい器具と考えられる。このことは「」の直後に

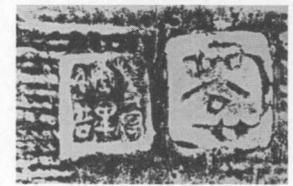
ある「」を燕国に存在した量器^{注69}の一種とした執筆者の結論とも合致する。「」字は「」の意味として、量器に用いた例には、『』には秦策の蔡澤見逐於趙篇に「」(夫商君、為孝公平權衡、正度量、調輕重、決裂阡陌、教民耕戰……)(夫れ商君は、孝公の為に權衡を平らかにし、度量を正し、輕重を調へ、阡陌を決裂して、民に耕戰を教ふ。)(^{注70}があり、参考になる。

⑤燕国では、量器銘文の中に、器名である「」の直前に用途を表す「」の言葉を入れるほかに、同時代の他国に存在した量器の銘文と類似する行文体式が見える。『』に「」(齊旧四量、豆區釜鐘。四升為豆、各自其四以登於釜、釜十則鐘。陳氏三量、皆登一焉。鐘乃大矣。以家量貸、而以公量收之。)(齊は旧四量。豆、區、釜、鐘あり。四升を豆と為し、各々其の四を自めて以て釜に登る。釜十は則ち鐘なり。陳氏は三量、皆一を登す。鐘は乃ち大なり。家量を以て貸して、公量を以て之を収む。)(^{注71}の記載があり、斉国の出土文物「」(図版一)、「」(図版二)^{注72}はその証明である。李零氏の「」、燕、邾、滕陶文的分類與題銘格式―『』新編全本「季木藏陶」紹介』の文中にすでに「」字也表示器為官量(公の字は、またこの器が官量であることを表わす)(^{注73}の論説がある。そして、上海博物館に収蔵されている斉国の量器「」の銘文中に、「……節于廩釜」の文字内

図版一



図版二



容がある。以上の資料から齊国の量器の銘文中にも器物名である「豆」「區」「釜」の前に器物の用途を表す言葉「公」「節于廩」を入れる特徴があることが分かる。「公」字は、『説文解字』に「平分也」の釈義があり、「公平・公正」の意味を含んでいる。「節」字は、『説文解字』に「竹約也」と釈義して、本来の意味から派生して制限を意味する。齊国の量器銘文のこの特徴からみても、燕国の量器「端」の銘文に、器物名である「端」の前に「正器」の言葉を入れる特徴があるとの推測が成立すると考えている。

終わりに

従来、執筆者は燕国の陶文及び璽印の研究に最も関心を持っている。拙稿の「燕国璽印及び陶文印跡中の〈G〉字の詞性」を執筆する際に、燕国の陶文印跡、特に「**正**」字が付く部分の長細形陶文印跡に関心を持った。研究の進展と資料の増加により、この燕国の長細形陶文印跡中にある「**正**」一字が合文であるという考えを強くした。本論文は関連資料を集めて、先学の研究成果を参照し、考古面や文字構造面及び燕国の兵器銘文の文法特徴など諸方面の考察を行い、古文獻の記載も対照し、次の三つの結論をえた。

(一) 燕国の長細形陶文印跡の中にしか存在しない「**正**」字は「**正**」二字の合

文であり、分けて読むべきである。また、「**正**」字の直後にある「**器**」字とともに、「**正器**」と読むことが判明した。

(二) 齊国では量器の器名の前に「公」字を使うように、燕国では量器の器名の前に器物の用途を表す「正器」の言葉を入れる特徴がある。

(三) 「**正**」字は、燕国特有の字形と断定できる。したがって、陶文の国別を判定する際に、「**正**」字は燕国に属するものとする判断基準の一つとする。

参考文献

『故宮博物院藏古璽印選』羅福頤（主編）文物出版社 一九八二年十二月
 『古文字構成学』劉釗 福建人民出版社 二〇〇六年一月
 『古璽彙編』羅福頤（主編）故宮博物院編 文物出版社 一九八一年十二月
 『古璽通論』曹錦炎 上海書畫出版社 一九九六年三月
 『古陶文彙編』顧廷龍 文海出版社 一九七〇年一月
 『古陶字録』高明・涂白奎（編著）上海古籍出版社 二〇一四年九月
 『古陶文彙編』高明（編著者）北川博邦（訳者）（中国）中華書局（日本）東方書店 一九八九年五月
 『古文字研究』（第十九輯）中華書局出版 一九九二年八月
 『古陶文字徵』高明・葛英会（中国）中華書局（日本）東方書店 一九九〇年四月
 『中国古代陶文集拓』（原器拓本）北京文雅堂 一九九九年
 『中国歴史博物館蔵法書大観』（第三卷 陶文 博文 瓦文）中国歴史博物館（編著）史樹青（主編）楊桂榮（分卷主編）西林昭一（日本版監修）版權：（日本）柳原書店（中国）上海教育出版社 一九九四年十一月
 『中国古代度量衡図集』国家計量総局・中国歴史博物館・故宮博物院（主編）邱隆・丘光明・顧茂森・劉東瑞・巫鴻（編）文物出版社 一九八四年十二月

〔燕下都(上)〕 河北省文物研究所 河北省文物出版社 一九九六年

〔陶文図録〕 王恩田 齊魯書社 二〇〇六年六月

〔陶文字典〕 王恩田 齊魯書社 二〇〇七年一月

〔戰国璽印分域研究〕 陳光田 岳麓書店 二〇〇九年五月

〔戰国東方五国文字構形系統研究〕 趙学清 上海教育出版社 二〇〇五年十月

〔戰国古陶文〕 尾崎蒼石(發行) 昇榮堂(印刷) 平成十一年十一月

〔戰国燕齊陶文〕 文雅堂本版珂羅本 二〇〇一年十二月

〔戰国文字通論〕 何琳儀 中華書局 一九八九年四月

〔戰国文字編〕 湯餘惠(主編) 福建人民出版社 二〇〇二年十二月

〔戰国古文字典(戰国文字声系)〕 何琳儀 中華書局出版 一九八九年九月

〔春秋戰国秦漢時代出土文字資料の研究〕 江村治樹 汲古書院 二〇〇〇年二月

〔二十世紀出土璽印集成〕 周曉陸 中華書局 二〇〇一年一月

〔步黻堂藏戰国陶文遺珍〕 唐存才 上海書畫出版社 二〇一三年十月

〔新編全本季木藏陶〕 周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考釈) 中華書局

一九九八年

〔說文解字(漢)〕 許慎 中華書局出版 一九六三年十二月

〔楚系金文彙編〕 劉杉徽・劉長武 湖北教育出版社 二〇〇九年五月

〔上海博物館集刊第六期(建館四十周年特輯)〕 上海古籍出版社出版

一九九二年十月

〔三代吉金文存〕 羅振玉 中華書局出版 一九八三年十二月

〔先秦職官表〕 左東言 商務印書館 一九九四年七月

〔書学書道史研究②〕 第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一五年十月

〔印学史〕 沙孟海 西泠印社 一九八七年六月

〔文物春秋〕 文物春秋雜誌社出版 二〇一一年二月

〔考古与文物〕 山西所考古研究所出版 一九九九年第五期

注

(注1) 拙稿『燕国璽印研究—長細形璽印とその用途を中心に—』澤田雅弘

(指導教授) 栗躍崇(修士論文) 平成二十五年度

(注2) 拙稿『燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の〈端〉を中心に—』『書

学書道史研究②』第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一五年十月

一〇四頁参照。

(注3) 拙稿『燕国璽印及び陶文印跡中の〈𠄎〉字の詞性』『書道学論集12』(大

東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月)

(注4) 原則として、本論文中的検討対象である「」字は、「」字を統

一することである。

(注5) 周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考釈) 『新編全本季木藏陶』

中華書局 一九九八年版、九頁「……掘解放後の發現、這類陶文在山東

北部也有發現。」の説が参照になる。

(注6) 河北省文物研究所『燕下都(上)』河北省文物出版社 一九九六年八月

(注7) 王恩田(編著) 『陶文図録』 齊魯書社 二〇〇六年六月

(注8) 高明(編著者) 北川博邦(訳者) 『古陶文彙編』 中国北京・中華書局

+ 日本・東方書店 一九八九年五月

(注9) 『戰国燕齊陶文』 文雅堂本版珂羅本 二〇〇一年十二月

(注10) 于軍・呉啓軍『新見燕下都陶尊及其銘文的初步研究』『文物春秋』文

物春秋雜誌社出版 二〇一一年二月 四四〜四七頁参照。

(注11) 唐存才『步黻堂藏戰国陶文遺珍』上海書畫出版社 二〇一三年十月

一六九、一八〇、一八一頁参照。

(注12) 『中国古代陶文集拓』(原器拓本) 北京文雅堂 一九九九年

(注13) 『中国歴史博物館蔵法書大観』(第三卷 陶文 博文 瓦文) 中国歴史博

物館(編著) 史樹青(主編) 楊桂榮(分卷主編) 西林昭一(日本版監

修) 版權…(日本) 柳原書店(中国) 上海教育出版社 一九九四年十一

(注14) 尾崎蒼石(発行)『戦国古陶文』昇栄堂(印刷)平成十一年十一月

(注15) 周進(集蔵)周紹良(整理)李零(分類考釈)『新編全本季木蔵陶』中華書局 一九九八年 一四五頁番号〇五〇五参照。

(注16) 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』中華書局 二〇一〇年一月

(注17) 何琳儀氏は「鏝」字は「久」字と発音が近いので、通假の文字であると指摘したことがある以上、「鏝正」を「久正」・「記疏」と読むことができ、(陶文「左匄君鏝正器端」、意為「左陶尹識記陶器之陶璽」)の論述があり、陶文「左匄君鏝正器端」の意味は「左陶尹は陶器を識記する陶璽」と説く。氏の結論によって、「鏝」字は、即ち「久」字であり、「記」と読んで、目印である意味を表している。詳細は【何琳儀(著)『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局出版 一九八九年九月一七七頁「鏝」字】及び何琳儀氏の論文「戦国兵器銘文選釈」【考古与文物】山西所考古研究所出版 一九九九年第五期 九一頁に「陶文「左匄君鏝正器端」、意謂「左陶尹識記陶器之陶璽」。鏝、顯然応積(器)。」の内容が参照。

(注18) 王恩田(著)『陶文字典』齐鲁書社 二〇〇七年一月 三九一頁番号〇〇二八参照。

(注19) 周曉陸『二十世紀出土璽印集成』(上) 中華書局 二〇一〇年一月「印録第一章」七〇頁(番号:二一SP-0126)及び七二頁(番号:二一SP-0131)参照。

(注20) 李学勤「戦国題銘概述(上)」【文物】一九五九年第七期 五四頁参照。

(注21) 唐存才『歩駟堂蔵戦国陶文遺珍』上海書画出版社 二〇一三年十月 一六九、一八〇、一八一頁参照。

(注22) 顧廷龍『古匄文口録』文海出版社 一九七〇年一月 一六二頁

(注23) 高明・葛英會『古陶文字徵』日本・東方書店+中国北京・中華書局+

一九九〇年四月 一六〇頁「正」字参照。

(注24) 徐谷甫・王延林『古陶字彙』上海書店出版 一九九四年五月 九〇頁「正」字参照。

(注25) 高明・涂白奎(編著)『古陶字録』上海古籍出版社 二〇一四年九月 二七五頁「正」字参照。

(注26) 王愛民『燕文字編』吉林大学碩士論文 二〇一〇年四月 三八頁

(注27) 何琳儀「戦国兵器銘文選釈」【考古与文物】陝西省考古研究所種版 一九九九年第五期 九一頁「釈器」参照。

(注28) 董珊氏の博士研究學位論文『戦国題銘与工官制度』二〇〇二年五月論文の第二章第四節、一一八―一二四頁参照。

(注29) 湯餘惠(主編)『戦国文字編』福建人民出版社 二〇〇一年十二月 一一二九頁(番号:八〇一)参照。

(注30) 吳振武「古璽合文考(十八篇)」【古文字研究】第十七輯 中華書局 一九八九年六月 二六八頁「中陽」及び二七五頁「北宮」参照。

(注31) 徐暢「陶印跡中的合文」【青少年書法】河南省美術出版社 二〇一一年二十期 二二―二四頁参照。

(注32) 王愛民『燕文字編』(吉林大学碩士學位論文) 二〇一〇年四月 二二―二三七頁合文部分が参照。

(注33) 李圭甲(韓国)「戦国文字合文の初歩探索」【中国語文学論集】(第63号) 중국어문학회연구회 三三三頁参照。

(注34) 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の〈G〉字の詞性」【書道学論集12】(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四十七頁参照。

(注35) 江村治樹「春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究」汲古書院 二〇〇〇年二月 一七三頁参照。

(注36) 黄盛璋「燕、齊兵器研究」【古文字研究】(第十九輯) 中華書局出版 一九九二年八月 十頁参照。

(注37) 羅振玉『三代吉金文存』中華書局出版 一九八三年十二月 20卷、
編号四七二六参照。

(注38) 左東言『先秦職官表』商務印書館 一九九四年七月 八一頁「陶人」
参照。

(注39) 吉田賢抗(著)『論語』(新釈漢文大系第一卷) 昭和五十五年九月
一一八頁参照。文中の「已」字は、『十三經注疏』(第八卷 芸文印書館
印行 中華民國六十二年) 四四頁に「已」と書いている。

(注40) 鎌田正(著)『春秋左氏伝(四)』(新釈漢文大系第33卷) 明治書院
平成元年九月 一四五二頁参照。

(注41) 左東言『先秦職官表』商務印書館 一九九四年七月三六三頁「陶尹」
参照。

(注42) 顧廷龍『古匋文叢錄』文海出版社 一九七〇年一月 一六二頁参照

(注43) 董珊氏の博士研究生學位論文『戦国題銘与工官制度』二〇〇二年五月
論文の第二章第四節、一一八―一二四頁参照。

(注44) 顧廷龍『古匋文叢錄』文海出版社 一九七〇年一月 一二五頁参照

(注45) 何琳儀『戦国兵器銘文選釈』「考古与文物」山西所考古研究所出版
一九九九年第五期 九一頁に次の内容は記載している。「陶文」左匋君
鑿正圖端、意謂「左陶尹識記陶器之陶璽」。圖、顯然応釈(器)。
が参照。

(注46) 何琳儀(著)『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局出版 一九八九
年九月 一七七頁「鑿」字参照。

(注47) 楠山春樹(著)『呂氏春秋(上)』(新編漢文選) 明治書院 平成八年七
月 二四六頁参照。

(注48) 何琳儀『戦国兵器銘文選釈』「考古与文物」山西所考古研究所出版
一九九九年第五期 九一頁「釈器」に「陶文」鑿正可読「久正」或「記
疏」のような論説がある。

(注49) ①何琳儀『戦国兵器銘文選釈』「考古与文物」山西所考古研究所出版
一九九九年第五期 九一頁に次の内容は記載している。②周曉陸(主
編)『二十世紀出土璽印集成』(中華書局 二〇一〇年一月) 七九六頁
(M.P.〇〇八六) は同じく「圖」字を「器」字と釈読する。

(注50) 湯餘惠(主編)『戦国文字編』福建人民出版社二〇〇一年 一三〇頁
「器」字が参照。

(注51) 徐谷甫・王延林(合著)『古陶字彙』上海書店出版 一九九四年五月
六〇頁「哭」字参照。

(注52) 何琳儀(著)『戦国古文字典(戦国文字声系)』中華書局出版 一九八九
年九月 一二〇〇頁「器」字参照。

(注53) 高明・葛英会『古陶文字徵』中華書局中国北京・中華書局+日本・東
方書店 一九九〇年四月 四八頁「哭」字参照。

(注54) 曹錦炎『釋戦国陶文中的(岐)』「考古」科学出版社一九八四年一月
八四頁

(注55) 『古璽彙編』羅福頤(主編) 故宮博物院編 文物出版社 一九八一年
十二月

(注56) 拙稿「燕国璽印研究―長細形璽印の印文中の(端)を中心に―」『書
学書道史研究』第二十五号 書学書道史学会(編集) 二〇一五年十月
一―十四頁参照。

(注57) 李学勤『燕齊陶文叢論』(中国社会科学院歴史研究所)『上海博物館
集刊第六期(建館四十周年特輯)』上海古籍出版社出版 一九九二年十
月 一七一頁参照。

(注58) 王恩田(編著)『陶文図録』(卷一) 齊魯書社 二〇〇六年六月
一四―一五頁参照。

(注59) ①澤田雅弘(指導教授) 栗躍崇(修士論文)『燕国璽印研究―長細形
璽印とその用途を中心に―』(平成二十五年度) ②拙稿『書学書道史研

究²⁵』第二十五号 書学書道史学会(編集)二〇一五年十月 一〜十四頁【燕国璽印研究—長細形璽印の印文中の「端」を中心に—】参照。

(注60) 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の〈ㄣ〉字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 参照。

(注61) 沙孟海『印学史』西泠印社 一九八七年六月 二八頁「東易□澤王□端」参照。

(注62) ①曹錦炎『古璽通論』上海書画出版社 一九九六年三月 八四頁「單佑都市王伏(符)端(瑞)」参照。②徐暢『先秦璽印図説』文物出版社 二〇〇九年一月 一五二頁「東易(陽)海澤王伏(符)端」参照。

(注63) ①何琳儀『戰国古文字典(戰国文字声系)』中華書局 二〇〇七年五月 二二六頁「ㄣ」字参照。②徐暢『先秦璽印図説』文物出版社 二〇〇九年一月 一五〇頁「單佑都市王ㄣ(符)端」(中)易都吳(虞)王符」の例を参照。③陳光田『戰国璽印分域研究』岳麓書店 二〇〇九年五月 九〇頁参照。

(注64) ①石志廉『戰国古璽考釈十種』【中国歴史博物館(館刊)総第二期】文物出版社 一九八〇年九月 一〜三頁「東易澤王氏端」(單佑都宰王氏端)参照。②李学勤『戰国題銘概述(上)』【文物】文物出版社 一九九九年七月「二—燕国題銘」の部分参照。

(注65) 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の〈ㄣ〉字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四一〜六六頁参照。

(注66) 『楚系金文彙編』劉杉徽・劉長武 湖北教育出版社 二〇〇九年五月 五〇頁「楚羸匱」参照。

(注67) 拙稿「燕国璽印及び陶文印跡中の〈ㄣ〉字の詞性」『書道学論集12』(大東文化大学大学院書道学専攻院生会、二〇一五年三月) 四一〜六六頁参照。

(注68) 諸橋轍次『大漢和辞典(卷六)』大修館書店 昭和六十一年七月(修訂版)

(注69) 拙稿「燕国璽印研究—長細形璽印とその用途を中心に—」澤田雅弘(指導教授) 栗躍崇(修士論文) 平成二十五年度

(注70) 林秀一(著)『戦国策(上)』(新釈漢文大系第47卷) 明治書院 昭和五十二年十月 三二—四頁。

(注71) 鎌田正(著)『春秋左氏伝(三)』(新釈漢文大系第32卷) 明治書院 昭和五十二年十二月

(注72) 『中国古代度量衡図集』国家計量総局・中国歴史博物館・故宮博物院(主編) 邱隆・丘光明・顧茂森・劉東瑞・巫鴻(編) 文物出版社 一九八四年十二月 四九〜五〇頁(八六〜八七)参照。

(注73) 『新編全本季木藏陶』周進(集藏) 周紹良(整理) 李零(分類考釈) 中華書局一九九八年 一一頁参照。